

令和6年6月1日

医療情報取得加算について

マイナンバーカードはオンライン資格確認において健康保険証【マイナ保険証】として利用できます。

当院は、オンライン資格確認について、下記◇の整備を行っており、令和6年6月1日から、「医療情報取得加算」を算定いたします。

- ◇ オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ◇ 薬剤情報・健診結果などの情報を取得・活用して診療を行います。

【初診時】

- 医療情報取得加算 1 従来の保険証での受診 3点
- 医療情報取得加算 2 【マイナ保険証】を利用し、診療情報提供に同意をした場合 1点

【再診時】（3月に1回）

- 医療情報取得加算 3 従来の保険証での受診 2点
- 医療情報取得加算 4 【マイナ保険証】を利用し、診療情報提供に同意をした場合 1点

【マイナ保険証】（マイナンバーカードの保険証利用）で診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いします。

院長